

① Q&A インボイス制度の

基礎知識

導入に向けた準備が進むインボイス制度。事業者であるJAとして本制度の理解を深めることはもちろん、組合員への適切な説明も必要となる。しかし、制度が理解しにくいという声も聞こえる。ここでは、その基本事項をQ&Aで確認する。

「インボイス制度」が導入さ

れる二〇二三年一〇月一日が、一年後に迫っています。とはいえ、インボイスという用語も難解で、制度への理解はまだ霧の中という方もいるかもしれません。

インボイス制度は、消費税を受け取った事業者が、消費税を納税するときに適用を受ける、「仕入税額控除」という専門的でテクニカルな手続きの適正化を通じて、消費税額の確実な国庫への収納を目指すものです。

実務家目線で少々大胆な説明

をすると、消費税の申告において「仕入税額控除ができる」として、所得税の申告において「必要経費になる」ことは、基本的に同じ話です。

現在は、インボイスの発行と保存がなくても「控除」できるものが、インボイス制度施行後は、同一の取引において、インボイスの発行がないと「控除」できなくなるわけです。いかに切実な問題であるかがわかります。

インボイス制度は、課税・免

税を問わず、全事業者に関係があるといえます。課税事業者は、登録申請手続や事務管理の面での対策が急務です。免税事業者の場合は、販売先が消費者中心なのか事業者中心なのか等を考慮に入れ、あえて課税事業者になるか否かを選択する必要があります。

本稿では、インボイス制度のもつ意味と、消費税等の申告納税制度との関連を含め、実務的な重要ポイントをQ&Aで解説

していきます。

なお、話の複雑化による混乱を避けるため、消費税の計算過程の細目、例えば、一口に消費税といっても、正確には国の税金である「消費税」と地方の税金である「地方消費税」の合計をいい、申告の場面では、「消費税」をまず計算してから「地方消費税」を算出する仕組みになっていることなどについては踏み込まず、シンプルに解説することとします。

本稿が、インボイス制度導入



河野利明税理士事務所
税理士 河野利明

1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年京都大学法学部卒業、日本鋼業株式会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易などを担当。1988年税理士登録（東京税理士会）、河野利明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。

【図表1】消費税納税の仕組みと消費税法上の「売上げ」と「仕入れ」

消費税の納税の仕組み

$$\text{納付税額} = \text{売上先から預かった消費税額} - \text{仕入れに対して支払った消費税額}$$

消費税法上の「売上げ」と「仕入れ」

取引	消費税の発生	具体例
売上げ	預り消費税	<ul style="list-style-type: none"> 商品販売収入 サービス提供収入 固定資産の売却収入
仕入れ	支払い消費税	<ul style="list-style-type: none"> 商品仕入れ支出 事務用品、消耗品等購入支出 通信費、手数料など支出 外注費支出（賃金・給与は対象外） 固定資産の購入支出

「明細を記入した」という部分が、消費税でいう「インボイス制度」につながります。「適格」とは、「資格を十分に備えていること」を意味するわけですが、請求書等が一体何の資格を備えているかという点、買い手である消費税の課税事業者が、申告納税を

一般消費者の目から見ると、例えばスーパーマーケットのレジの前で支払った（負担した）消費税は、消費税を預かったスーパーマーケットが、速やかに、翌月一〇日か、少なくとも翌月末には、まるまる国庫に納税していると思われるのではないのでしょうか。実際には、まったく違って

【解説】

「インボイス」という用語は、本来は「送り状」「明細を記入した請求書」を意味し、貿易実務などで使われる専門用語です。まさにこの「インボイス」という用語は、

【A2】

Q2 なぜ導入されるの？

「買い手側で消費税の申告・納税を行うにあたって、納税額を減少する効果をもつ「仕入税額控除」とよばれる消費税特有の税額計算手続を正確に行い、税収を確保することを目指す制度です。

「仕入税額控除」という。実は、消費税の納税手続は、事業者間で、消費者からの「預り金」を、その事業者の付加価値部分に対応する金額を納税しながら、生産・流通の前段階の事業者へバトンパスしていくイメージです（次頁図表2）。ところで、図表2における生産業者が免税事業者だった場合、消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高が一〇〇〇万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。課税期間は消費税の計算期間を指し、通常、個人であれば一月一日～一二月三十一日、法人で

に備えて、ルールや変更点を理解したうえで、ゆとりをもって各種申請や準備を進めていただく一助になれば幸いです。

Q1 インボイスって

一体何？

【A1】

消費税の申告納税の手続きに必須となる「適格請求書等」をいいます。売り手が買い手に対して、

正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、「登録番号」「適用税率」および「消費税額等」が記載された書類やデータをいいます。

【解説】

「インボイス」という用語は、本来は「送り状」「明細を記入した請求書」を意味し、貿易実務などで使われる専門用語です。まさにこの「インボイス」という用語は、

特集

インボイス制度

② インボイスの様式、登録方法等の実務対応

ここでは、実務上、どのような書類の作成・保存や登録が必要となるか、その事務に着目。インボイスとして取り扱うために必要な記載事項、登録申請方法などの情報を紹介する。

1 インボイスの書式例

適格請求書（以下、「インボイス」という）とは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

(1) 新たに加える項目は三つ

現在の「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書保存方式（以下、「インボイス制度」という）」に変更されるにあたって、新しく加える項目は次の三つだけです（図表1）。

【図表1】インボイス制度で請求書に新たに加わる3項目

【現在の区分記載請求書等保存方式】

インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

【イメージ】

～2023年9月

請求書	
① ○○株式会社	⑥ 株式会社△△
② ●年■月分 請求金額	43,600円
③ ■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉※	5,400円
合計	43,600円
④ (10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
⑤ ※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 請求書発行者の氏名または名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
- 軽減税率の対象品目である旨
- 請求書受領者の氏名または名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

【イメージ】

2023年10月～

請求書	
○○株式会社	① 株式会社△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
⑤ ※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- 適用税率
- 消費税額

（出所）日本税理士会連合会 HP より作成

- 登録番号
 - 適用税率
 - 消費税額
- (2) 形式は自由
- 具体的な様式は、法令または通達等で定められていません。必要な事項が記載されていれば、どのような様式でもインボイスに該当します。インボイスに該当するための必要事項と記載方法は、次頁図表2のとおりです。



株式会社 Office KATA
税理士 片 ユカ

1987年より30年間、東京国税局税務署に勤務。2017年に税理士登録。翌年より社・本郷税理士法人の審理室にて、事業承継や相続等の相談・コンサル業務、相続税等の申告の審理業務に携わる傍ら、税務トピックスの執筆などを行う。2021年独立。片ユカ税理士事務所代表 兼 株式会社 Office KATA 代表取締役

に代えて、電子データで提供す

2 電子インボイス

インボイスは、書面での交付

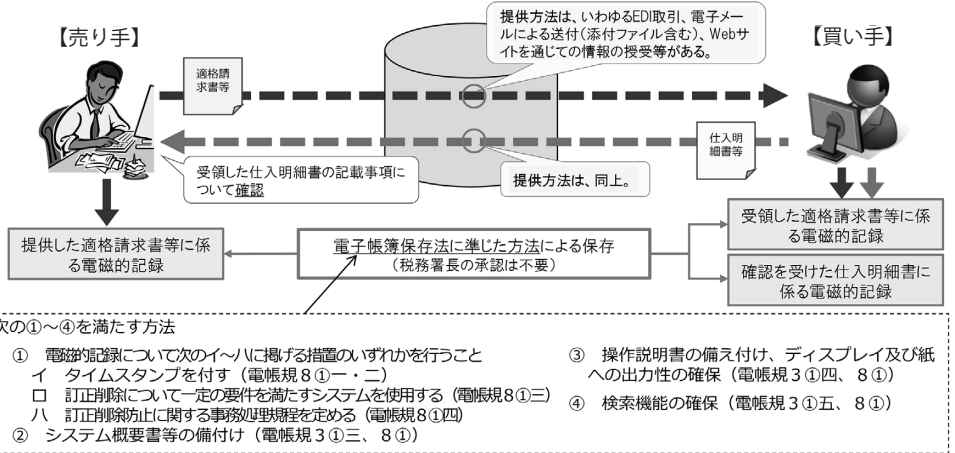
【図表2】インボイス書式例

請求書		△△商事(株)	
登録番号 T012345...		××年11月30日	
11月分	131,200円	①	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
		* 軽減税率対象	

- ＜適格請求書＞
- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（出所）国税庁「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」より作成

【図表3】電子インボイス



（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。
（出所）日本税理士会連合会 HP より作成

ることができます。これを「電子インボイス」とよんでいます（図表3）。電子インボイスとする際に

は、書類と電子データにより記載事項を満たすことも可能です。この場合、電子帳簿保存法に

準じた方法による保存が必要となります。

3 買い手側の作成書類をインボイスとする場合

(1) 売り手から受け取る「請求書」でなくてもよい

インボイスは、「必要な事項が記載された書類」であればどのような形でも構いません。また、「領収書」「納品書」「仕入明細書」「消費税内訳書」等、名称を問いません。相手から受け取ったものでなく、買い手が自分で作成したものであっても、インボイスとすることができます。

(2) 二つの条件

ただし、買い手側が作成した書類をインボイスとして扱うには、条件があります（図表4）。
条件1…仕入れの相手方の登録番号を記載すること

条件2…仕入れの相手方の確認を受けたものであること

③ J Aと農業従事者への影響

農林水産業に関わる立場として、インボイス制度に設けられている「卸売市場特例」と「農協特例」の理解は欠かせない。また、JAの事業への影響についても押さえておきたい。



全国農業協同組合中央会
営農・担い手支援部
税理士 農業経営コンサルタント
栗山 賢陽

千葉県出身。会計系専門学校講師を経て税理士資格を取得し、2013年に栗山賢陽税理士事務所を設立。2014年よりJA全中に所属し、農業税務に関する相談や全国で実施される研修会に対応している。

インボイス制度の概要をおさらい

● インボイスの記載要件

二〇二三年一〇月一日より、消費税のインボイス制度がスタートします。インボイス制度の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。インボイスとは「適格請求書」のことを指し、その記載要件は、**図表1**のとおりです。

インボイス制度導入後は、**図表1**の記載要件を満たした書類

のすべてをインボイスとよびます。逆に、一つでも要件を満たさない書類はただの請求書や領収書ということになります。そして、インボイス制度の最大の特徴は、買い手は消費税の計算上、売り手からインボイスを発行してもらった分だけ仕入税額控除の対象になるということです。

● 簡易課税への影響および制度導入後の経過措置

ただし、二〇二三年一〇月一日からすべての仕入税額控除に

ついてインボイスが必要となるわけではありません。まず、簡易課税により仕入税額控除の計算をする場合は、インボイスが不要となります。したがって、現在簡易課税により仕入税額控除の計算を行っている場合は、インボイス制度導入後も何も変わりません。

また、二〇二三年一〇月一日から二〇二九年九月三〇日までの六年間は、次の期間に応じた経過措置が設けられています。
・二〇二三年一〇月一日から二

〇二六年九月三〇日まで

……インボイスがなくても仕入消費税の八〇%が控除可能。
・二〇二六年一〇月一日から二〇二九年九月三〇日まで

……インボイスがなくても仕入消費税の五〇%が控除可能。
例えば、飲食料品以外の商品を五五〇〇〇円（消費税込み）で仕入れたとします。インボイスがあれば、現行制度と変わらず五〇〇円が仕入税額控除の対象になりますが、インボイスがなくても二〇二六年九月三〇日まで

【図表1】インボイスの記載要件

⑥ 請求書	
××年 11月分	
11/1 牛肉 ※	5,400円
11/2 小麦粉 ※	2,160円
⋮	⋮
11/30 ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 ③	合計 87,200円
	うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)	(消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円) ④	(消費税 3,200円) ⑤
①	△△(株) 登録番号 T1234567890123

- ① 販売者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象となるものがある場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は1枚のインボイスにつき税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（出所）国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」より作成

でであれば四〇〇円、二〇二九年九月三〇日までであれば二五〇円が仕入税額控除できるということです。そして二〇二九年一〇月一日以降、本則課税で計算する場合、インボイスのない

登録申請をしてから登録完了までに、郵送で手続きをする場合は約一カ月、e-Taxで手続きをする場合は約二

二〇二三年一〇月一日のインボイス制度スタートと同時にインボイスの発行をしたいということであれば、原則として二〇二三年三月三十一までに登録申請の手続きを済ませておかなければなりません。

また、インボイス制度導入の影響は買い手だけではなく、売り手にも及びます。売り手は誰でもインボイスを発行できるというわけではなく、登録をして「適格請求書発行事業者」にならなければ販売時にインボイスを発行することができません。

● 売り手にも及ぶインボイスの影響

取引は、仕入税額控除が一切できなくなります。このように、インボイス制度の導入後は、買い手が大きな影響を受けることになります。

週間かかるといわれていますので、期日に余裕をもって手続きを進めたほうがよいでしょう。

なお、免税事業者の方が登録をする場合、適格請求書発行事業者イコール消費税の申告をしなければならなくなるという点に注意が必要です。

免税事業者であれば、消費税の計算および申告書の提出ならびに納税のすべてが免除されているわけですが、適格請求書発行事業者になるとインボイスを発行することができるようになりますと同時に、課税事業者として消費税の納税義務も生ずるということです。

1 農業者への影響

は、次に示すようにインボイスが不要となるものも多数ありますので、免税事業者の方が登録をされる場合には慎重に検討を重ねる必要があります。

① 課税事業者
まず売り手の立場で考えた場

農業者は、農畜産物を販売するという売り手の立場であると同時に、農業経営に関する様々な仕入れを行う買い手の立場でもありますので、それぞれの立場に応じた影響を考えなければなりません。

- ・ 免税事業者に販売する場合
- ・ 課税事業者のうち簡易課税で仕入税額控除を計算している者に販売する場合
- ・ 農協特例の適用を受ける場合
- ・ 卸売市場特例の適用を受ける場合

- ・ 庭先販売など、直接、一般消費者に販売する場合
- ・ 免税事業者に販売する場合
- ・ 課税事業者のうち簡易課税で仕入税額控除を計算している者に販売する場合